



NASCO FOOD COURT
INDIAN DELICIOUS CURRY
ARABIAN FOOD/TURKISH FOOD

우리야

Send Money
Worldwide

Barahi

早稲田大学の
好み焼
おうさか

HAL
ASIA
INTERNA

INTRODUCTION

概論

ケbab
ケbabサンド
ケbab焼
ケbabラップ
おつまみケbab

INTRODUCTION

概 論

株式会社アンド・ディ
取締役

株式会社アンド・ディ

橋口 理文

奥田 理

在留外国人増加の実態

外国人受入れの現状

2016年6月末に、在留外国人^{*1}の数は、過去最多の231万人を記録した(法務省『出入国管理統計』)。

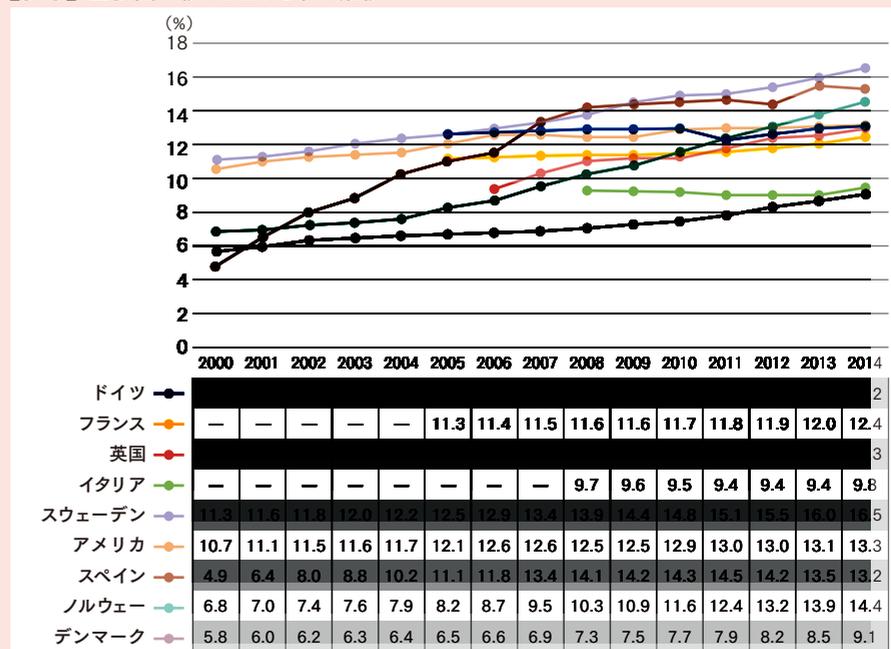
外国人労働者も2016年に初めて100万人を超えた(厚生労働省『外国人雇用状況の届け出』)。既に日本は、外国人および外国人労働者を、相当数受け入れている。これが前提である。

総人口に占める在留外国人比率は2%弱にとどまり、ドイツやフランス、アメリカ等と比べれば、移民大国とまでは言えない水準ではある。それでも相当の人数を受け入れていることは確かであるし、1996年末の142万人から2016年6月末の231万人へと、20年間で6割強増加しているのだ。

2016年6月末の、外国人人口の国籍別構成は以下の通りである。

- ① 中国：665,847人（構成比 29.8%）(+1.7%)
- ② 韓国：457,772人（構成比 20.5%）(-1.7%)
- ③ フィリピン：229,595人（構成比 10.3%）(+5.5%)
- ④ ブラジル：173,437人（構成比 7.8%）(-1.1%)
- ⑤ ベトナム：146,956人（構成比 6.6%）(+47.2%)
- ⑥ ネパール：54,775人（構成比 2.5%）(+29.4%)
- ⑦ アメリカ：52,271人（構成比 2.3%）(+2.0%)
- ⑧ 台湾：48,723人（構成比 2.2%）(+21.2%)
- ⑨ ペルー：47,721人（構成比 2.1%）(-0.5%)
- ⑩ タイ：45,379人（構成比 2.0%）(+5.3%)

【参考】主要国の移民人口比率の推移

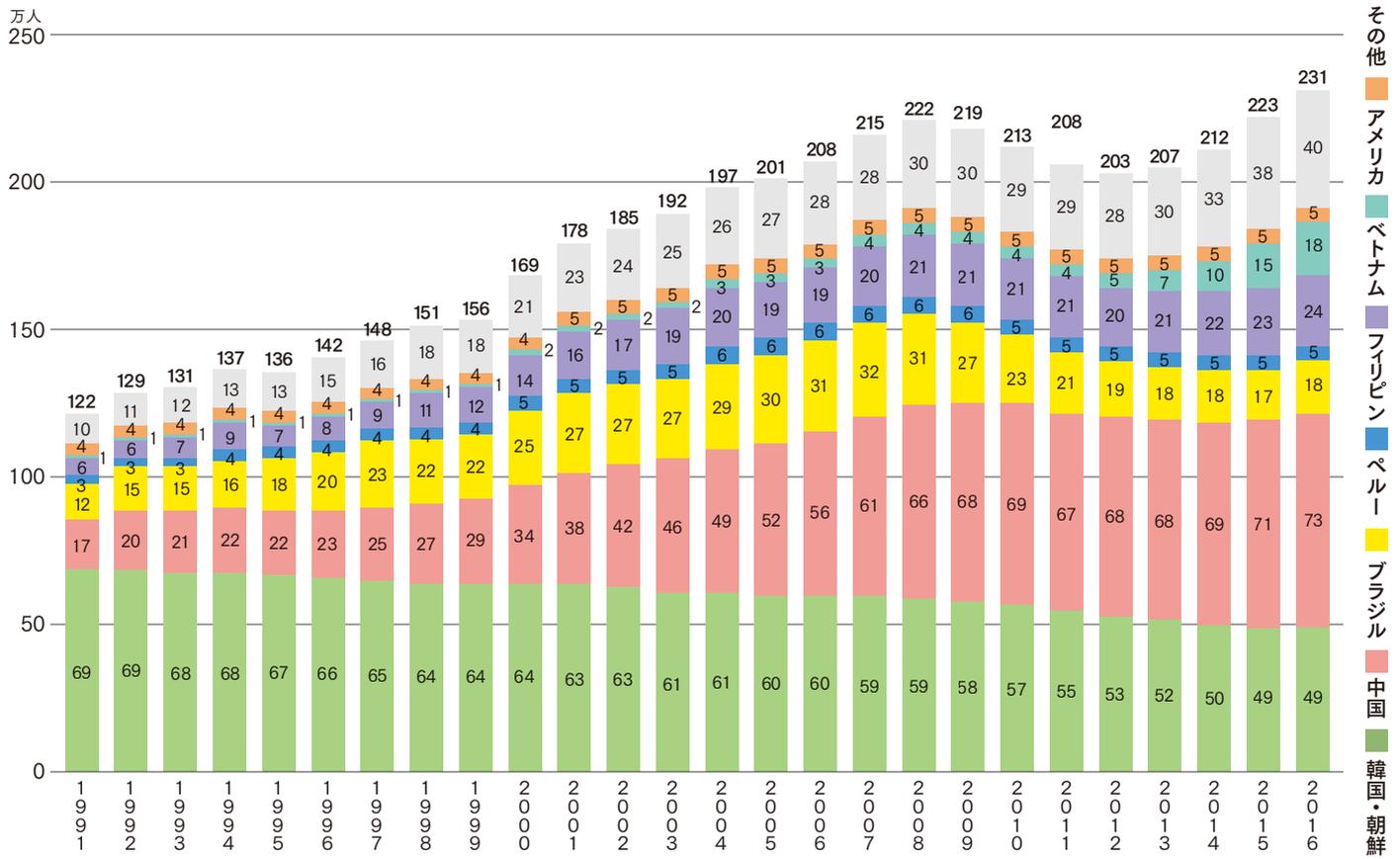


(注) 外国生まれの人口の比率 (資料) OECD, International Migration Outlook 2016

※1 在留外国人とは、90日以上の中長期にわたって、日本に居住する外国籍の人のことを指す。

在留外国人(登録外国人)数の推移 (毎年末現在) ※2016年は2016年6月現在

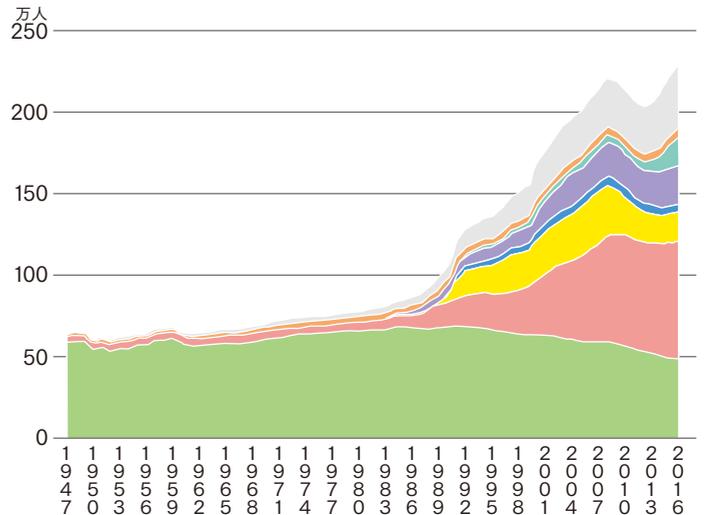
(注) 中国には台湾を含む (出典) 法務省「在留外国人統計」(2012年以降)、「登録外国人統計」(2011年以前)



国籍(出身地)別
在留外国人(登録外国人)数の推移

単位:人	1996年末	2016年6月末	増減数	倍率
総数	1,415,136	2,307,388	892,252	1.6
韓国・朝鮮	657,159	490,190	-166,969	0.7
中国	234,264	728,479	494,215	3.1
ブラジル	201,795	176,284	-25,511	0.9
ペルー	37,099	47,670	10,571	1.3
フィリピン	84,509	237,103	152,594	2.8
ベトナム	10,228	175,744	165,516	17.2
アメリカ	44,168	53,050	8,882	1.2
その他	145,914	398,868	252,954	2.7

【参考】長期時系列



在留外国人数の推移

在留外国人数推移をみると、1980年代半ばまでは、比較的緩やかだった増加ペースが、いわゆるバブル景気に沸いた1980年代末を境に、急激に増加し始めている。その傾向が2008年のリーマンショックを契機に、一転して減少に向かう。2011年の東日本大震災の影響も受けながら、2012年までの4年間は減少を続ける。しかし、2013年に反転増加すると、再びそのペースを上げ、2016年6月末には過去最多を更新した。

この推移には、景気変動だけでなく、政策が大きな影響を及ぼしている。国籍(出身国)別の推移とともにみていこう。

1980年代半ばまでは、「韓国・朝鮮」人が在留外国人の8割以上を占めていた。在留外国人政策が、そのまま「韓国・朝鮮」人政策だった時代が長く続いていたのである。「韓国・朝鮮」人は1984年に69万人弱でピークとなるまで増加し続けるが、その後、高齢化が進んだことによる自然減、および帰化する人の増加などによってゆるやかに減少

していく。

1980年代末以降、在留外国人が急激に増加したのは、1989年に「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」)が改正されたことが大きな要因である。

入管法は、外国人受け入れをコントロールする法律だが、同法に基づき、日本に入国する外国人には在留資格が付与されるが、1989年改正によって、「研修」と「定住者」の2つの在留資格が新たに設定されたことがエポックだった。

結論から言えば、在留資格に「研修」が加えられたことで、

①「研修」目的で来日する「中国(台湾等含む)」人の数が大幅に増加した^{※2}。

東日本大震災に見舞われた2011年末を除いて増加し続け、2007年には、それまでトップシェアだった「韓国・朝鮮」人を抜いて1位になった。それ以降も着実に増加している。なお、同時期以降、「フィリピン」人、「ベトナム」人も同様に増加のペースを上げていく。

もうひとつ、在留資格に「定住者」が新設されたことで、

②その実質的な資格対象である「ブラジル」人が急増した。同じ南米の「ペルー」も同様である。

この「定住者」資格は、国内での求職、就労、転職に制限がなく、ほぼ日本人と同様の労働環境が得られる。これを契機に、ニューカマーと呼ばれるブラジル、ペルーなどの日系南米人が、自動車産業などの下請企業、業務請負業者等に雇用され、急増するようになった。

しかし、2008年のリーマンショック以降の世界経済危機に伴って、主要な雇用先である自動車産業が低迷し、「ブラジル」人は減少し始め、2016年6月末はピーク時の2007年から10万人以上減少している。

シェア、実数とも減少を続ける「韓国・朝鮮」と「ブラジル」にかわって、「中国」と「フィリピン」、「ベトナム」がカバーしているというのが、この数年の構図である。

働く在留外国人の職業

ここでは国勢調査のデータをもとに、在留外国人の就労状況をみていく^{※3}。

① 職種

就業状況のうち、「職種」を概観すると、全体として「生産工程」従事者が4割であり、大きなシェアを占めていることがわかる。これに続くのが「専門的・技術的職業」従事者、「サービス職業」従事者となる。

この状況は、国籍別に明かな特徴がある。「ブラジル」、「ペルー」、そしてこの近年の増加が著しい「ベトナム」は、「生産工程」のシェアが目立って高い。「韓国・朝鮮」、「フィリ

国籍別外国人雇用者の代表的職業の割合(2010年)

	2010年						
	管理的職業	専門的・技術的職業	事務	販売	サービス職業	農林漁業従事者	生産工程
全体	0.2%	13.6%	7.8%	6.7%	12.0%	2.8%	40.7%
中国	0.1%	11.4%	7.0%	6.2%	11.1%	5.4%	46.6%
韓国・朝鮮	0.4%	13.8%	16.8%	14.7%	17.9%	0.3%	12.2%
フィリピン	0.0%	3.8%	2.4%	3.1%	18.0%	2.4%	50.5%
ベトナム	0.1%	5.9%	1.6%	2.2%	5.0%	1.3%	70.5%
アメリカ	0.8%	73.2%	10.8%	4.2%	3.1%	0.1%	2.7%
ブラジル	0.1%	2.8%	2.4%	1.9%	3.8%	0.5%	72.3%
ペルー	0.0%	1.9%	1.9%	2.7%	5.1%	0.3%	68.6%

※平成22年国勢調査より。データは「雇用者」に占める従事者の割合。代表的な「職業」のみ抜粋

- ※2 「研修」の在留資格保有者に許可される活動は、「本邦の公私の機関により受け入れられて行なう技術、技能又は知識の習得をする活動」と定められている。在留期間は「1年または6ヶ月」に限定されており、研修期間終了後は技能実習生に移行するのが一般的である。
- ※3 在留外国人の就労状況を把握する場合、「外国人雇用統計」(厚生労働省)を参照するケースが多いが、後段で失業率を確認すること(失業率は国勢調査から得られる)、自営業者や届け出の必要のない特別永住者のデータが含まれていないことなどから、今回は国勢調査のデータを用いる。
- ※4 平成12年国勢調査では「生産工程・労務作業者」と表記。

ピン」は「サービス職業」が高く、「アメリカ」の場合はその7割以上が「専門的・技術的職業」従事者である。

なおデータは掲載しないが、この傾向は

2000年もほぼ同様である。ただし、「生産工程」の全体値は10ポイント以上減少している※4。

② 業種

次に「業種」をみていく。まず、「製造業」の比率が3割強あることが注目される。日本全体では「製造業」は18.4%にとどまるため、在留外国人、特に「ブラジル」、「ペルー」、

「ベトナム」が中心にカバーしていることになる。その他、「宿泊業、飲食サービス業」も、日本全体では5.7%であり、外国人従事者が特徴的に多い業種である。

上記でコメントした点以外の、国籍別の特徴は、「韓国・朝鮮」の「建設業」、「卸売業、

小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」の割合が高いこと、「フィリピン」の「宿泊業、飲食サービス業」の割合が高いこと、「アメリカ」の「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」が高いこと、などである。

国籍別外国人雇用者の代表的勤務業種の割合(2010年)

	2010年									
	農業	建設業	製造業	卸売業、小売業	金融業、保険業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
全体	2.3%	4.3%	33.6%	9.7%	1.0%	2.2%	10.1%	2.9%	5.0%	3.1%
中国	5.0%	3.1%	41.4%	9.6%	0.5%	1.9%	10.7%	1.6%	2.1%	1.8%
韓国・朝鮮	0.4%	8.7%	11.8%	15.3%	2.0%	2.5%	14.2%	5.7%	3.0%	6.6%
フィリピン	3.1%	3.0%	44.4%	6.8%	0.2%	0.9%	13.2%	3.5%	1.7%	3.7%
ベトナム	1.6%	2.9%	64.2%	5.4%	0.1%	1.5%	3.6%	1.2%	0.7%	0.8%
アメリカ	0.2%	0.9%	4.2%	4.8%	2.7%	6.8%	2.0%	2.6%	46.2%	1.4%
ブラジル	0.6%	2.5%	66.1%	3.3%	0.2%	0.6%	2.2%	1.3%	1.0%	1.3%
ペルー	0.4%	2.9%	63.2%	5.3%	0.1%	0.5%	3.1%	1.9%	0.9%	1.4%

※平成22年国勢調査より

③ 製造業比率と失業率

国籍別の「製造業比率」と「失業率」との関係、および国籍別の「派遣・請負」状況のグラフ・表を掲載する。

在留外国人全体で、失業率が5.7%→8.4%と悪化しているが、特に「ブラジル」、「ペルー」の悪化幅が大きいことがわかる。同じ製造業比率の高い「ベトナム」は、むしろ改善している。同じく、失業率が10%台に乗っ

た「韓国・朝鮮」は、製造業比率が1割強に過ぎない。

外国人労働者のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の比率をみると、2011年の外国人全体が27%だったものが、2016年には22%に減少していることがわかる。

この中で、「ブラジル」、「ペルー」の派遣・請負比率の高さが目立つ。「ブラジル」の派遣・請負比率は、2011年の59%から、

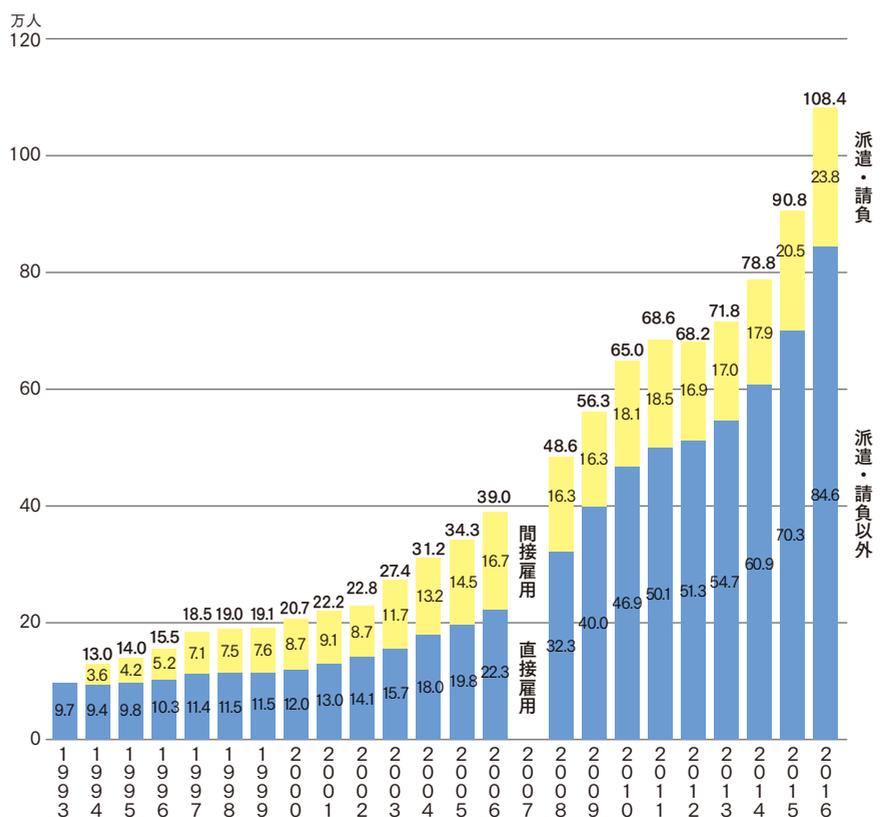
2016年の54%に減少、「ペルー」も同50%→45%と減少しているが、他の国籍と比較して高いことには変わらない。一方、「ベトナム」の場合、2割程度のスコアで推移している。

「ブラジル」、「ペルー」人の数が、リーマンショック以降、減少基調にあったのは、一口に職種や業種の浮沈というより、特定業種の雇用形態にも大きな影響を受けている可能性がある。

国籍別製造業比率と失業率

	2010年		(参考)
	製造業従事者比率	失業率	2000年失業率
全体	33.6%	8.4%	5.7%
中国	41.4%	6.5%	5.2%
韓国・朝鮮	11.8%	11.0%	8.2%
フィリピン	44.4%	8.8%	5.0%
ベトナム	64.2%	5.6%	6.4%
アメリカ	4.2%	5.3%	2.4%
ブラジル	66.1%	9.2%	3.1%
ペルー	63.2%	12.6%	5.4%

外国人労働者の推移



(出典)厚生労働省「外国人雇用状況報告」(2006年まで、各年6月1日現在)、及び外国人雇用状況の届出状況について(2008年以降、10月末現在)

【参考表】外国人労働者の推移(各年10月末現在)

	2011年			2012年			2013年			2014年			2015年			2016年		
		派遣 請負	同比率		派遣 請負		派遣 請負		派遣 請負		派遣 請負		派遣 請負		派遣 請負		同比率	
外国人労働者総数	686,246	185,248	27.0	682,450	169,057	717,504	170,387	787,627	178,802	907,896	204,907	1,083,769	237,542	21.9				
在留資格別	専門的・技術的 分野の在留資格	120,888	26,238	21.7	124,259	24,919	132,571	25,219	147,296	26,933	167,301	29,509	200,994	33,371	16.6			
	うち技術・人文 知識・国際業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	121,160	22,737	148,538	25,509	17.2			
	うち技術	38,290	11,404	29.8	37,189	9,969	392,44	10,151	43,948	10,809	—	—	—	—	—			
	うち人文知識・ 国際業務	46,801	9,082	19.4	49,799	8,995	54,259	9,112	61,033	9,487	—	—	—	—	—			
	特定活動	5,939	866	14.6	6,763	1,049	7,735	1,373	9,475	1,831	12,705	2,719	18,652	4,281	23.0			
	技能実習	130,116	15,274	11.7	134,228	14,674	136,608	13,653	145,426	13,376	168,296	15,185	211,108	18,541	8.8			
	資格外活動	109,612	11,887	10.8	108,492	11,939	121,770	15,546	146,701	20,563	192,347	34,659	239,577	44,689	18.7			
	うち留学	—	—	—	91,727	8,811	102,534	11,701	125,216	16,111	167,660	29,386	209,567	37,627	17.9			
	身分に基づく 在留資格	319,622	130,967	41.0	308,689	116,472	318,788	114,591	338,690	116,094	367,211	122,831	413,389	136,657	33.1			
	うち永住者	154,010	55,712	36.2	156,883	52,657	170,238	54,559	187,865	57,345	208,114	62,036	236,794	69,041	29.2			
	うち日本人の 配偶者等	74,625	27,473	36.8	69,771	23,433	68,408	21,671	69,727	21,133	72,895	21,401	79,115	23,026	29.1			
	うち定住者	84,943	45,598	53.7	75,438	37,943	72,804	35,630	73,220	35,065	77,234	36,507	87,039	41,323	47.5			
	不明	69	16	23.2	19	4	32	5	39	5	36	4	49	3	6.1			
国籍別	中国(香港等を含む)	297,199	45,146	15.2	296,388	41,991	303,886	41,082	311,831	40,347	322,545	42,098	344,658	45,031	13.1			
	韓国	30,619	5,395	17.6	31,780	5,175	34,100	5,181	37,262	5,321	41,461	5,718	48,121	6,479	13.5			
	フィリピン	70,301	24,132	34.3	72,867	23,645	80,170	24,827	91,519	27,507	106,533	31,170	127,518	36,157	28.4			
	ベトナム	22,617	4,289	19.0	26,828	4,611	37,537	7,799	61,168	11,588	110,013	23,865	172,018	32,882	19.1			
	ネパール	—	—	—	9,108	1,839	14,175	3,521	24,282	6,020	39,056	9,690	52,770	12,915	24.5			
	ブラジル	116,839	68,854	58.9	101,891	57,035	95,505	52,939	94,171	51,763	96,672	52,671	106,597	57,942	54.4			
	ペルー	25,036	12,430	49.6	23,267	11,163	23,189	10,997	23,331	10,758	24,422	11,032	26,072	11,651	44.7			
	G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	50,321	9,002	17.9	51,156	9,021	53,584	9,293	57,212	9,475	61,211	9,554	67,355	10,200	15.1			
	うちアメリカ	21,663	4,023	18.6	22,110	4,106	23,277	4,230	24,824	4,324	26,376	4,381	28,976	4,651	16.1			
	うちイギリス	8,438	1,515	18.0	8,603	1,489	8,912	1,553	9,493	1,570	10,044	1,560	10,859	1,741	16.0			
その他	95,931	20,289	21.1	69,165	14,577	75,358	14,748	86,851	16,023	105,983	19,109	138,660	24,285	17.5				

注：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における外国人労働者のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数を示す。
 (出典) 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況2016」

在留資格別在留外国人の推移

在留資格一覧

[○]…各在留資格に定められた範囲で就労可能 [△]…法務大臣が個々の外国人に与える許可により就労可能 [×]…原則就労不可

区分	就労可能性	在留期間	在留資格名称	該当例
活動に基づく在留資格	○	期限あり	1 外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
	○	期限あり	2 公用	外国政府の大使館・領事館の職員、及びその家族など
	○	期限あり	3 教授	大学教授等
	○	期限あり	4 芸術	作曲家、画家、著述家等
	○	期限あり	5 宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
	○	期限あり	6 報道	外国の報道機関の記者、カメラマン
	○	期限あり	7 高度専門職	ポイント制による高度人材(2014年入管法改正で新設)
	○	期限あり	8 経営・管理	企業等の経営者・管理者
	○	期限あり	9 法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
	○	期限あり	10 医療	医師、歯科医師、看護師
	○	期限あり	11 研究	政府関係機関や私企業等の研究者
	○	期限あり	12 教育	中学校・高等学校等の語学教師等
	○	期限あり	13 技術・人文知識・国際業務	技術者、通訳、デザイナー、マーケティング業務従事者等
	○	期限あり	14 企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
	○	期限あり	15 興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
	○	期限あり	16 技能	調理師、スポーツ指導者、パイロット、職人等
	×	期限あり	17 留学	大学・短大、高専、高校、中学校、小学校等の学生・生徒
	×	期限あり	18 研修	研修生
	×	期限あり	19 技能実習	技能実習生
	×	期限あり	20 文化活動	日本文化の研究者等
	×	期限あり	21 短期滞在	観光客、会議参加者等
	×	期限あり	22 家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
	△	期限あり	23 特定活動	ワーキング・ホリデー、外国人看護師・介護福祉士候補者等
在留資格にまたげない身分に基づく在留資格	制限なし	なし	24 永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く)
	制限なし	期限あり	25 日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子
	制限なし	期限あり	26 永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
	制限なし	期限あり	27 定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等

※『外国人労働者受け入れを問う』(宮島喬、鈴木江理子著) 巻末資料を基に作成

日本に入国する外国人に付与される、在留資格のポイントをみていこう。

在留資格は大きなカテゴリーだけで27種類もある。資格を付与された外国人を「総在留外国人」と呼ぶが、その数は2016年末で277万人に及ぶ。冒頭に「2016年6月末に、在留外国人の数は、過去最多の230万人」と書いたが、これを遥かに上回っている。

これは、「総在留外国人」から、旅行目的で日本を訪れる「短期滞在(最大90日以内)」の外国人と、「外交」、「公用」という外交官、国際機関等に勤務する外国人、およびその家族を除いた在留資格保有者を、「在

留外国人」と定義しているからだ。「在留外国人」とは、国内に「住んでいる」外国人という意味合いが強いことになる。

この27の在留資格は、「活動に基づくもの」と、「身分または地位に基づくもの」に二分される。

「身分または地位に基づく在留資格」は、国内での求職、就労、転職などに制限がないのに対して、「活動に基づく在留資格」は、期間や就労に制限がある。

また、「活動に基づく在留資格」も、仕事に就くことができる資格と、原則として仕事には就けない資格とに分かれる。この点は、政策上のネックとして問題視する識者が多

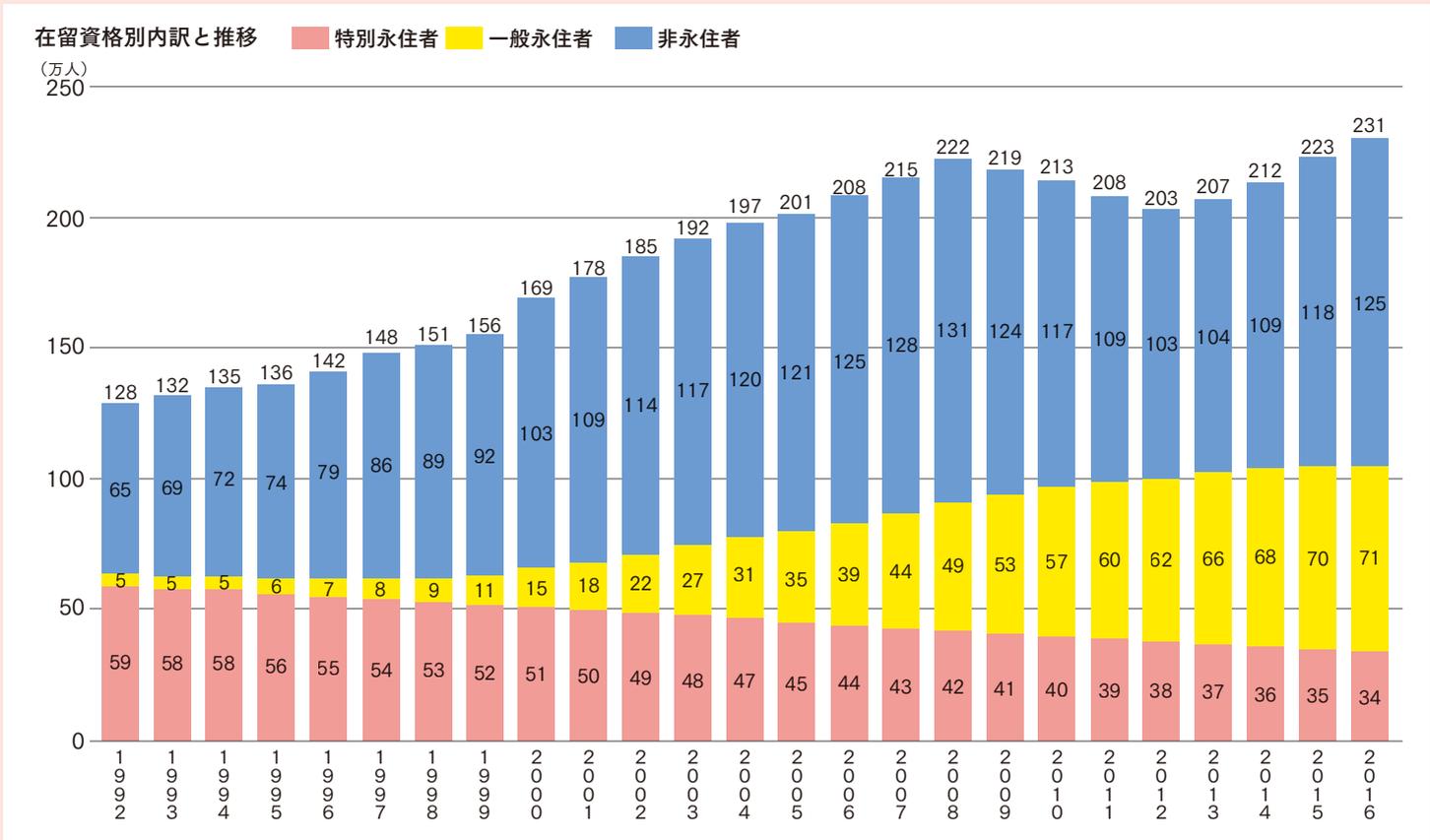
い。後述する。

在留資格のうちシェアが高いのは、「永住者」や「特別永住者」、「日本人の配偶者」、「定住者」など、「身分または地位に基づく在留資格」に属する資格であり、現在でも全体の6割程度を占めている。

つまり、働く、学ぶといった、特定の目的にひもづいた在留資格(「活動に基づく在留資格」)保有者より、「身分または地位に基づく在留資格」保有者の方が、ずっと多いのだ。これらの人々の職業は、在留外国人統計以外の統計(『国勢調査』や『外国人雇用状況の届け出』)によって捕捉しなければならない。

※5 法務省の「永住許可に関するガイドライン」参照。法律上の要件のトップは、「素行が善良であること」である。

※6 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(1991年施行)に基づく。



細かい定義は省くが、「永住者」は、一定の要件※5を満たしたうえで永住許可申請を行い、許可を経て日本国に永住することになった外国人である。2016年6月末現在、70万人を超え(シェア31%)、伸び続けている。

「特別永住者」は、1945年以前に日本国籍を取得しており、その後も日本に在住していた人や、政府が特別に認定する難民等の方々を指す※6が、そのほとんどは「韓国・朝鮮」人である。2016年6月末現在で34万人を超える(シェア15%)が、その数は徐々に減少している。

「定住者」は、南米諸国にいる日系三世(以内)と呼ばれる人たちが実質的な資格対象者であること、その数は2008年のリーマンショック以降、減少傾向にあることは先に述べた(2016年6月末シェア7%)。

その他の在留資格の中で、大きなシェアを占めるのが、「留学」(2016年6月末シェア11%)と「技能実習」(同9%)である。いず

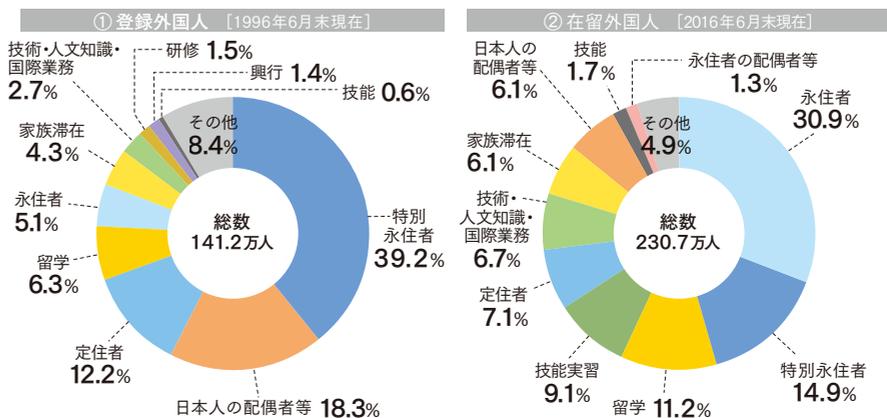
れも2016年6月末現在で20万人を超えており、近年の増加ペースも速い。

「留学」は、凸凹はありながらも着実に増えてきた。ただ、(データは掲載しないが)増加を担ってきた「中国」、「韓国・朝鮮」は、2012年以降減少気味。代わって急激に増

えたのが、「ベトナム」である。2016年6月末には「留学」の2割強、6万人に迫る勢いである(同「中国」4割強、10万6000人)。

「技能実習」については、政府の施策と密接に関係するので、項を改めよう。

在留資格別内訳と推移



注1:①は外国人登録者数、②は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数を総数とする構成比である。
 なお、外国人登録者数には、中長期在留者に該当しない3月以下の在留期間の者及び短期滞在の者等を含む
 注2:「留学」は、「留学」と「就学」の合計
 注3:①の「技術・人文知識・国際業務」は、「技術」と「人文知識・国際業務」の合計
 [出典] 法務省「在留外国人統計」

政策・経済界のスタンスと問題点

1980年代末以降の、外国人受け入れに対する日本政府のスタンスは一貫していた。人手不足に悩む経済界からの相次ぐ要請に対しても、一言で言えば「公的には慎重」な姿勢を崩さなかった^{*7}。一方で、実質的には「研修生」、「特別活動」、「定住者」といった在留資格で滞在する人々によって「単純労働」が担われる状況を黙認してきた、という指摘もある。

そのスタンスが徐々に変わりつつあるのが現在だ。

1989年の入管法改正によって「研修」という在留資格が新設されたが、それ以前に、外国人研修生制度は、労働力不足を解消するため、中小企業団体が独自に行ってきたものであり、行政として追認・制度化されたといつてよい。原則として、就労が認められていない「研修」を通じて、外国人労働者が流れ込んできたわけである。その後も、実習期間の延長など、実質的な「単純労働」受入れ拡大策の施行が続いた。

この間、研修期間中は、労働関係法令が適用されないにもかかわらず、受入れ企業では通常の労働者と同様に扱われることから、トラブルが多発した。外国人労働者を、正規のルートで受け入れることを「フロントドア」（正面玄関）からの受け入れと呼ぶのに対し、上記の状態は、「サイドドア」もしくは「バックドア」からの受け入れと呼ばれ、各所から批判されることにもなった^{*8}。

フロントドアからの受け入れが重要なのは、労働者の権利が侵害されやすいという法的な問題も大きい。実際の労働者を、「ごく

短期で出身国に戻る存在＝ゲストワーカー」として扱うことの問題もある。労働者は、同時にコミュニティのメンバーでもあるはずだが、そうした機制が働きにくいことを指摘する有識者は多い。

こうした衝突や批判を受け、また、経済界の要請や、特定分野における人手不足の見直しから、2009年に20年ぶりとなる入管法改正が行なわれることとなった。

具体的には、研修・技能実習制度を、①実務研修を行なわない「研修制度」と、②実務研修を伴う「研修・技能実習制度」とに分け、後者に対応するかたちで、新たに「技能実習」が在留資格として新設された。1年目から労働諸法令の適用対象となった「技能実習」生は、2010年の10万人から、2016年6月末には20万人を超えるに至る。

その後、2014年、2016年と、入管法は立て続けに改正されることになる。

2014年改正では、高度人材の拡大策や、「留学」の範囲の拡大策が盛り込まれた。高度人材の拡大策は、学歴や資格、年収等をポイント化し、一定以上のポイントをクリアした在留外国人を、入出国管理において優遇するというものであるが、2016年6月「経済財政運営と改革の基本方針」で成長戦略として外国人高度人材の活用を重視することが明記され、2017年には永住権申請に必要な在留期間を最短で1年に短縮する省令改正が行われた。

2016年10月には、介護福祉士の資格を持つ外国人に在留資格を認める入管法改正案が可決され、1年以内に施行されることと

なった。具体的には、「留学」で来日し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に、「介護」の在留資格に切り替えて日本で働き続けてもらうことが狙いだ。また併せて技能実習法も改正し、受け入れ期間を最長3年から5年に延長する。

これまで、経済連携協定（EPA）に関わる特例でしか認められなかった外国人介護職の受入れ体制が、一気に整うことになった。こうした動きの背景には、看護や介護の領域において流入が期待される、フィリピン等のアジア諸国の人々が、日本語の壁に加え、各種制度の未整備が原因で、既に日本を避けつつある現状があると言われる。

入管法の改正だけでなく、閣議決定や省令改正なども相次いでいる。

2020年オリンピックに向けて、建設分野の外国人労働者を受け入れることが閣議決定されたり（2014年、ただし時限措置）、国家戦略特区諮問会議（議長・安倍晋三首相）で、農業分野で特区への外国人労働者の受け入れを検討する方針を発表する（2016年）などの動きがある。

経済界は、もともと外国人労働者受入れには積極的である。2016年には、「外国人材受入促進に向けた基本的考え方」を発表し、高度人材、社会基盤人材（インフラ維持、建設現場、船舶等製造現場での技能職）、生活基盤人材（介護、家事支援）の受け入れ拡大を提言している。

過去何度も、首相自身が述べてきた、「安倍政権は、いわゆる移民政策を取ることは全く考えていない」といった「慎重な答弁」が、

※7 「専門的、技術的分野の労働者は積極的に受け入れることとするが、いわゆる単純労働者の受け入れについては、十分慎重に対応するという我が国の外国人労働者の受入れについての基本方針を堅持・」（1999年策定「第9次雇用対策基本計画」）

※8 2007年以降、米国内務省の『人身取引年次報告書』で、人身取引の一形態であるとの批判を受けるようになる。

まったく不自然に思えるほど、フロントドアからの外国人労働者受け入れに向けた官民の動きが、急ピッチで進んでいるのである。

「働く人（外国人労働者）」だけでなく、「住み続ける人（移民）」が、政策的にも意味的にも異なることは自明であり、国内の一部ヒステリックな反応に予め配慮した発言だろうが、外国人が住み続けることを視野に入れた政策が、着実に施行されている。

実は、外国人登録制度に代わって在留資格制度が実施されるようになったのは2009年である（施行は2012年）。それまで法務省と市区町村とで別々に行っていた登録制

度を一本化したものだ。

不法滞在者の取り締まり強化の狙いがあったといわれるが、在留期間の上限が3年から最長5年に延長されるなど、利便性が増した。何より、外国人も日本人と同様に住民基本台帳に記載され、住民票が発行されるなど、「外国人が住むこと」に配慮した入管法の改正だった。

また、内閣府「目指すべき日本の未来の姿について」（2014年）では、1.1億の人口維持のための方策として、出生率の回復に加え、毎年20万人の移民受入れを組み込んだ試算を公表している。

そもそも、「多文化共生」という、「外国人が住むこと」というニュアンスを含む言葉が広く使われるようになったのは、2006年総務省から、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」が提出されて以降だという指摘は多い。

いわゆる日本の人口減少「対策」として、「外国人が住むこと」に向けた施策が動き始めていると言って良いだろう。

今後、日本経済が一気に衰退、クラッシュしない限り、個人の好き嫌いや主義主張に関係なく、外国人は間違いなく増える。その点はほぼ確実な状況だといえよう。

INTRODUCTION

概 論

早稲田大学 文学学術院准教授

田辺 俊介

多文化主義の現在と今後の日本

1 多文化主義とは何か

21世紀の現在、世界各地で、特に移民や外国人などに対する非寛容や排外主義が広がっているように思われる。

イギリスでは移民・難民の受入制限を望んだ人々の投票によりEU離脱が決定した。アメリカでも、メキシコとの間の巨大壁建築やイスラム教徒の入国禁止など、数々の排外主義的発言を繰り返したトランプ氏が、大方の予想を裏切り、大統領選で勝利した。またフランスにおいても、極右排外主義政党と見なされる国民戦線の党首ルペン氏が、次期大統領選に関する2017年1月の世論調査で支持率トップに躍り出ている。

そのような非寛容や排外主義に対抗する思想の一つが、「多文化主義」(Multiculturalism, マルチカルチュラリズム)である。簡単に定義すれば、「主流文化とは異なる文化を持つ民族・人種などの集団に対して平等な権利と承認を求める主義・主張」となる。西欧の民主主義諸国で主に普及し、様々な政策の思想的背景になりつつも、近年では色々な批判がなされ、論争の尽きない考え方である。

それでは、なぜそのような^{イスム}主義が誕生し、一部の国では政策を伴って実践されているのか。

そのことを考えるためには一歩戻って、18世紀の誕生以来、世界の標準モデルとなった「国民国家(nation-state)」という国家の

性質を考える必要がある。日本(国)もまさにその典型例である国民国家は、基本的に「政治的単位と文化的(または民族的)単位を一致させようとする思想や運動」(Gellner 1983:1)であるナショナリズムに基づき生み出された。そのため、文化的少数派を多数派に同化させることを当然とし、国民は「一文化＝一言語＝一民族」であるべきと考える単一文化主義(Monoculturalism)国家になりやすい。

しかし現実存在するほぼ全ての国において、実は多文化・多民族が混在している。例えば「単一民族国家」と思われがちな日本も、沖縄(琉球)やアイヌ先住民、総人口の2%弱となる外国籍者など様々な多文化・多民族が混住しているのだ。そのため、一民族一国家というナショナリズムの理念をそのまま適応すると、様々な紛争や深刻な社会的分断の原因となる。

例えばナチス・ドイツの「ドイツ系住民保護」を名目とした侵攻が、第二次世界大戦の直接的原因である。また同じくナチス・ドイツによるユダヤ人虐殺は、社会的分断の極端な一例であろう。さらに近年発生している、先進国生まれの移民2世や3世によるテロなども(詳細は後述するが、多文化主義が原因と考えるよりは)、マイノリティが被る社会的差別と分断が原因の一つと考えられる。

そのような単一文化主義の行き過ぎから

生じる問題を選けるためにも、民族的・文化的な多様性を認める必要性が認識されてきた。その手段の一つが、非主流集団の文化・言語の尊重、機会の平等の徹底と一定の結果の平等の奨励、集団間の相互交流と差別意識の打破などを目指す多文化主義である。

具体的には、多言語教育や母語教育、文化活動のための民族団体への資金援助、公営メディアなどでの多言語放送、教育・就業において優先枠を設けるなどの差別是正措置(アファーマティブ・アクション)、二重国籍の承認、エスニック・ビジネスの奨励などが実施されている。また多くの国で、主流国民への啓蒙や宣伝、多様な集団間の相互交流が促進され、さらには憲法に多文化主義を国是の一つとして明記する国も存在する。

そのような多文化主義は、その適応範囲に応じていくつかに分類されている(関根2000)。一つ目は、象徴的かつ表面的に多文化を受け入れる「シンボリック多文化主義」と呼ばれるものである。3F(ファッション・フェスティバル・フード)としての異文化を主流国民が楽しむといったレベルで、エスニック料理店や各種の民族のお祭りなどは喜んで受け入れる。しかし、主要な社会生活場面などでは多様性はあまり尊重されず、結果的に主流文化はほとんど影響を受けない。2017年時点の日本社会において、「多文化共生」という言葉で行われている施策

の多くは、この段階に止まっているのが実情であろう。

それに対して「リベラル多文化主義」となると、私的な生活面での文化的な多様性は許容され、文化的少数派はその文化を維持することが推奨される。また公的な場面でも、異文化を理由とした差別を禁止し、機会の平等をうたう。ただし、基本的に公共の場では、主流国民の公用語や文化伝統を優先すべきとされ、少数派も主流国民の公的文化を身につけることが要求される。この段階の多文化主義は、国民の統合理念として文化的多様性は認めつつも、民主的議論のための言語・文化の共有を重視するリベラル・ナショナリズムの議論と重なる考え方であろう。

私的領域に限らず、公的領域でも多言語・多文化を奨励するのが「コーポレート多文化

主義」である。文化集団が法人（コーポレーション）とみなされ、援助の対象になっていく。また、一定の結果の平等も必要と考えられ、積極的格差是正措置（アファーマティブ・アクション）などによる集団間平等を目指す政策が採り入れられる。この段階に至ると、前述した具体的政策の多くが実施され、一般的に「多文化主義を採用した国」と見なされるようになる。

さらに論者によっては、民族・文化集団ごとの棲み分けに基づいて連邦を構成する、もしくは強い地方分権を認める「連邦制・地域分権制」も多文化主義の類型に含める。スイスなどの領邦制は、この事例となるであろう。ただし、例えば同様の制度を採用していたユーゴスラビアが悲惨な内戦を経た上で連邦自体が崩壊したように、統合が維持され

ずに、文化集団ごとの分離・独立を促す危険性をもはらむ形態だといえよう。

西欧先進諸国では国ごとの状況に応じて、1970年代頃からコーポレート多文化主義的な政策が採用されるようになってきた。しかしその受入が一巡した1990年代以降、様々な批判にさらされ、政策の段階が「後退」する国々も少なくない状況である。さらに21世紀に至り、ドイツのメルケル首相やイギリスのキャメロン首相（当時）などから「多文化主義は失敗だった」との趣旨の発言が飛び出すなど、欧州では特に否定的な議論が強まっているようである。

そのような時代的な変化を確認するためにも次節では、国や地域別にどのように多文化主義が受容、実践され、また変化してきたのかを確認していこう。

2 諸外国における多文化主義の適用と変遷

カナダ

カナダは、多文化主義という理念を、初めて現実政治に組み入れたとされる国である。フランス語圏であるケベック州の独立運動（ケベック・ナショナリズム）への対応として、元々は英仏二文化主義でスタートし、フランス語とその関連文化の維持を促進する政策を実施した。ケベックの主張を一定程度受け入れることが、上位の「カナダ」という国家統合を促進するという政治判断に基づき導入されたものである。

その後、多文化主義的な政策は、まず対象が、先住民や移民など様々な文化的少数派集団にも広がった。また領域も、マイノリティ

側の社会参加の促進や、ホスト社会への啓蒙や宣伝も含まれるようになっていった。そして現在では、毎年15万から30万人の移民を受け入れているカナダにとって、中核的な国家理念の一つとなっている。

カナダにおける多文化主義は基本的に成功しており、ケベック独立運動に伴うテロ事件などは終息し、現在特に目立った民族間衝突も起きていない。

さらに積極的な成功例として、バンクーバーという都市が挙げられよう。同市は世界生活の質ランキング上位の常連であり、文化的・経済的に非常に成功した都市となっている。適切な多文化主義的移民政策によって、大卒以上で、博士号取得率も非常

に高いレベルの移民が集まっている。それら4割に及ぶ外国生まれの市民たちによって、バンクーバーは経済的に繁栄し、文化的にも興味深い都市に発展しているのである（Glaeser 2011:314-317）。

オーストラリア

カナダとほぼ同時期に多文化主義を採用し、その代表国の一つとみなされているのはオーストラリアである。

オーストラリアは1960年代まで白豪主義（White Australia Policy）を採用し、移民国家とはいえ、基本的に人種選別的な移民政策をとっていた。しかしその状況は、1973

年の母国イギリスがEEC（現EU）に加盟し、周辺アジア諸国との関係強化が必須となったことで変化した。イギリスとの関係を弱める一方、白豪主義を破棄して「アジア太平洋国家」となることを目指したのである。

その際、移民の持つ多様な文化を受け入れるために多文化主義を正式に採用し、具体的政策として移民・難民・外国人労働者への差別撤廃や定住・社会参加支援政策の充実、多文化教育の実施による母文化維持の支援、ホスト国民に対する多文化社会化の理解と文化的寛容さを醸成するための啓蒙、移民・難民・外国人コミュニティと国民社会の相互交流や理解の促進（関根2016:60-61）などを実施した。

ただしオーストラリアではその後、1990年代後半より、経済的利益優先の選別的な移民政策に変更され、移民の文化的多様性を経済的資源として利用する新自由主義的な多文化主義に変化した（塩原 2005）。その流れの中で、特に経済的利益を生まないと考えられた難民申請者を隣国ナウルに強制収容するなど、人権侵害が指摘されている。

また「多文化主義」という表現自体、「〇〇主義」として過度に政治化された結果として、利用が忌避されつつあり、昨今は「文化的多様性」（Cultural Diversity）の方が用いられつつあるという。

欧州各国

以上のカナダやオーストラリアと比べると、欧州は多文化主義については後発組であった。その中では比較的早く国家レベルで多文化主義を採用したと見なされているのは、スウェーデンやオランダ、イギリスである。

例えばスウェーデンでは、第二次世界大戦後の労働力不足を補う大量の移民受入に始

まり、高齢化社会への対応として移民の定着を目指して多文化主義を導入した。ただし、ホスト国の言語習得や異文化間接触を促さない形であったため、移民の労働市場参加が妨げられ、ホスト社会との分断が強まった。結果的に移民は福祉に依存し、犯罪率が高いと主張する「福祉排斥主義」が生み出された、と考えられる（挽地 2015）。

一方オランダやイギリスでは、当初は主に旧植民地からの移民受入への対応として始まったもので、元々帝国の「臣民」であった移民は、一時滞在者ではなく、長期定住すると想定されていた。その対応として、多言語教育や多言語放送、特定団体やコミュニティを利益代表とする各種審議会などが行われた。ただ、それら対応を基本的に民族グループごとに行った結果、主流国民と移民集団が棲み分ける形の多文化主義となっていた、とも言われる。

ただ2000年前後から、そのような棲み分け型多文化主義であることが、実は社会的分断を深めるのではないかと批判されてきた。また同時期以降、メディアを賑わせたイスラム教徒の起こしたテロ事件などで表面化したイスラム教に対する偏見も重なり、イスラム教徒であることが否定的に語られやすくなっている。その現状は、例えば少なくとも若者たちがイギリス市民とイスラム教徒というアイデンティティを両立させている実態（安達 2013）を無視し、「キリスト教徒の市民」対「イスラム教徒の移民」というイメージによる社会的分断を強める危険性をはらんでいる。

ドイツとフランス

一方、実は「多文化主義を採用した」と言

いの2国であり、両国は研究者によって「多文化主義なき多文化社会」と分類されている（Taras 2013）。

まずドイツの場合、1960年代の労働力不足を補うために「ガストアルバイター（ゲスト労働者）」として外国人労働者を招いた。その言葉の通り、当初は一時滞在と考えられていたが、現実には彼らの多くが定住し、事実上「移民」となっていた。ただ、定住を意図せず、適切な政策がなかった結果として、その移民たちの社会統合は進まなかった。

また血統主義のみを採用した国籍法の影響で、移民の2世や3世もドイツ国籍を取得できずに「外国人」であり続け、主流ドイツ人とは異なる「外国人下層階級」となっていた。そのような背景を変えないままの「多文化主義的政策」の多くは、実は外国人（主にトルコ系移民）を主流社会から、より隔絶するものとなっていた。

そのため、1999年に国籍法が改正されて出生地主義が採り入れられるようになった今日でも、血統・民族的ドイツ人と非民族的ドイツ人の社会的分断は解消されずに至っている（ただし、地方行政レベルでは現実的対応から数々の多文化主義的政策が行われ、一定の成果を挙げている）。

フランスも「共和主義的同化」を理念として多文化主義を拒否し続けている、と見なされている。ドイツとは異なり、フランスは出生地主義の国籍法を採用し、またイギリスなどと同じく旧植民地からの移民を「市民」として受け入れていた。しかしフランスの場合、公的場面では徹底して、フランスの共和國的な理念への同化を求める。

その象徴的な事例は、公立学校でのイスラム教徒女子生徒のスカーフ着用問題であり、最終的に2004年に着用が法的に禁止されるようになった。そのように徹底して公的な

場から主流文化以外の文化を排除するフランスでは、国家レベルの政策は基本的に反多文化主義的とも言う状況である。

その結果、2015年時点で500万人近く、人口比で8%近い旧植民地北アフリカ出身のフランス国籍者たちは、2世以降もなぜか「移民」と呼ばれ続け、主流フランス国民の一部から差別や社会的排除を受け続け

ている。もっともフランスの場合、数多くのNPO（アソシエーション）が、移民を「同じフランス人」として受け入れる精力的活動を行っており、民間における多文化主義的实践は決して薄弱ではない。また、そもそもフランスは「三代前はみな移民」と言われるほど、元々移民を受け入れてきた歴史がある（増田2016）。むしろ潜在的には根付いたリベ

ラル多文化主義的伝統が、1980年代以降の極右政党の台頭を背景とした反移民・反イスラム的な同化主義によって損なわれているのが、今現在のフランスなのかもしれない。

以上のように、同じ「多文化主義」という言葉が使われつつも、各国の歴史性を背景として、内容としてはかなり異なった実践が行われてきたのである。

3 欧州での多文化主義の行き詰まりとその原因

前節でも論じたように、そもそも欧州では多文化主義を国家レベルで実践している国は少なく、内容も国ごとに大いに異なる。また成功例のカナダと比較すると、実際に採用されている政策の差は大きい。そのため一般に流布する「多文化主義の失敗論」については、イメージとして語られている部分が多く、実態としてどのような点で失敗したのかは議論が分かれている。さらに言えば、様々なデータを用いた社会科学的分析の結果からは、むしろ「行き詰まり」の根拠のほとんどが否定されている（例えばPowell 2015）。

まず失敗の実例として取り上げられやすい「治安悪化」については、印象論はともかく、データに基づく研究ではほぼ否定されている。警察に捕まることが国外追放など大きなリスクになりかねない移民たちの犯罪率は、実は受入国の住民よりも低い。そのため、移民増加率や移民実数は、犯罪率や犯罪件数などの治安悪化を示す統計数値とほとんど関連しない。

移民の集住地域での治安悪化（時に地域全体を巻き込むような暴動）についても、移

民であることが原因ではなく、慢性的な失業や劣悪な生活環境などによる貧困や格差が原因と考えた方が適切なことも多い。そしてそのような貧困・格差による分断を弱めようというのが、本来の多文化主義的な政策である。

また、治安関連として特に2000年代以降、移民によるテロ事件という側面もクローズアップされている。

まず、テロ事件は被害者数に比して過剰に報道されており（自動車事故の死者や負傷者の数は、テロ被害者の数十倍以上）、その被害者も数でいえば、圧倒的に非欧州・非先進諸国が多い。その意味で、テロに関する先進国におけるメディア報道は、（実はテロ犯が望む通り）テロの恐怖を煽る特定方向にゆがんでいる、と言ってよいだろう。

また、テロ事件を起こす犯人の多くは、多文化主義の対象となる移民ではなく、旅行者や難民を装って入国している。確かに近年、移民2世以降が起こすホームグロウン・テロが話題になっており、その存在こそ「多文化主義」の失敗の実例として取り上げられる

ことも多い。

しかし、実際にテロを起こした犯人の背景や動機を確認していけば、自らのアイデンティティが主流文化から認められていないと感じる「承認不足」が、その遠因となっている場合が多い。テロは、多文化主義的政策の結果というより、むしろホスト社会側の多文化主義的理解の過小が原因と考える方が適切であろう。

難民問題については、特に2010年以降のアフガニスタンや北アフリカ、シリアからの難民の急増が、欧州における様々な社会問題と関連していることは事実である。

ただし、難民自体は、そもそも多文化主義の問題とは異なる人道上の問題である。

また欧州の寛容な多文化主義的政策が難民を引き寄せる、との批判もあるが、例えばシリア難民は、近隣のトルコやヨルダンが、欧州に比べて一桁以上数多く受け入れている。一方で欧州よりも明らかに多文化主義的なカナダに、受入表明数以上の難民が押し寄せるといった事態にはなっていない。欧州に多数の難民が押し寄せるのは、多文化主義の



ハンガリー・ブダペストの駅からドイツ、オーストリア目指すシリア難民(2015年9月)。

ためというより、現在難民が発生している紛争地との距離が比較的近いからであろう。

失業の増加やホスト社会の労働者の賃金低下なども、移民によるネガティブな影響として主張されやすい。確かに直感的には、安い賃金で働く移民が増えれば、全体的な賃金が切り下げられると思ってしまう。

しかし実際には、言語能力やその他の問題から、ホスト社会の労働者が移民によって完全に代替されることはなく、賃金低下はほとんど起きていない。また、移民が社会保障にタダ乗りすることで財政負担が増えると主張されるが、移民は当然ながら納税もしていることから、数多くの厳密な分析の結果としては、移民増加による財政への影響はほとんどないと推定されている(詳しくはPowell 2015などを参照)。

多文化主義によって移民が増えることがホスト国国民の賃金低下や失業をもたらし、社会福祉を破綻させる、という議論自体、実はそれら問題の真の原因(新自由主義的政策による再分配政策の行き詰まりや格差拡大による経済成長の低下など)から目をそらさせるカムフラージュになってしまっている。

以上みてきたように、多文化主義の「行き詰まり」や「失敗論」が取り上げる事象の多くは、むしろ多文化主義の過小や不足が原因だと考えられる。移民や外国人に対する様々な社会的差別や承認不足が、ホームグロウン・テロを生み出し、また一部地域の暴動の原因ともなっている。

そのうえで、むしろなぜ欧州では多文化主義が根付かず、あるいはそもそも採用されなかったのか、と考えるべきであろう。

その原因として、ナショナリズム発祥の地であった欧州の国々の多くでは、多文化主義を基盤とした統合理念を確立できず、実態

としては白人優位主義的な意識がぬぐいきれないことが考えられる。あるいは、キリスト教的な背景を持つ「世俗主義」や「政教分離」が無意識的に前提とされることで、結果的に移民・難民、中でも特にイスラム教徒との葛藤を生んでしまった、とも考えられる。

ここまで「行き詰まり」に関する誤解を論じてきたが、そもそも移民や難民などの外国人の増加と定住化は、当該社会にとって数々のプラスの影響が存在する。総論として外国人定住化は、高齢化などで社会的硬直化が進展する社会を好転させる最有力の方法である。

第一は経済的効果であろう。代表的経済指標のGDPを見ていくと、ほとんどの国々は移民の流入によって、GDP成長率を維持もしくは増加させている。一方、外国人を短期労働力としてのみ受け入れ、またその受入率も非常に低いままの日本は、(他の要因も色々あるだろうが)他の先進国に比べて全体的に低い成長率に甘んじている。

移民の経済効果について、より具体的に考えていこう。まずは自由貿易を支える理念でもある比較優位の原則によって、国際的な労働移動は世界の富を着実に増加させる。試算では、もし国境の壁が全て取り除かれれば、世界全体のGDPは50~150%も増加するという。

また移民受入国だけに限っても、少子高齢化が進む社会において移民によって若年の人口が増加することは、労働力確保という点でプラスである。

同時に、労働可能世代の割合が増すことで生まれる経済成長(人口ボーナス)も受け取れる。例えばドイツのシリア難民の受入については、もちろん人道的判断という部分もあるが、同時にシリア人難民が若く、教育程

度とモチベーションの高い人々が多いこともあり、ドイツ経済に対してプラスが大きいという打算の産物でもあるのだ。

加えて、移民など文化的背景の異なる人々が参画すること、つまり社会の中に多様性が増えることは、経営学においてダイバーシティ経営推進の必要性が論じられるように、積極的な経済効果が存在する。実際、移民の経済効果の中には、様々な多文化がミックスされることで新たなイノベーションが生まれ、その波及効果でさらに経済が活性化するという側面が含まれる(移民がいなければ、AppleやGoogle、Facebookなど名だたるIT企業の多くがアメリカで誕生することはなかった)。

同様の効果は、移民による大都市の活性化や再開発などでも発揮されている。都市の成功には移民も必須なのである。そのような新たなイノベーションを生み出す移民の効果は、経済だけに止まらず、都市の文化的魅力をも高める。「多様な文化は都市をもっと楽しくする」(Glaser 2011:332)のだ。多様な文化が併存し、それぞれを楽しめる。例えば日本でも横浜中華街などは人気の観光スポットであるが、そのような移民が集住する「〇〇タウン」は、世界各地で旅行者や近隣住民にとっての人気スポットになっている。

さらに、複数の文化が近接して融合することで、新たな文化や価値が生み出される。前述のバンクーバーは、まさにこの移民による都市活性化の典型例の一つである。他にも近年の研究で、1970年代衰退しつつあったニューヨーク市が、1980年代や90年代に移住してきた移民によって復活したことが指摘されている。

ただし、それら成功は非常に大きいもので

ありながらも、多くの場合は見えにくく、かつ理解されづらいものである。比較優位による富の増加や少子高齢社会の衝撃の緩和効果などは、メディア受けする大事件などではなく、徐々に広がっていく好影響である。そのため、主にマス・メディアを通じて世界を知る人々の目には映らない。移民が生み出した商品やサービスを便利に使っていても、普段そのことに気づくことはない。

一方で、移民や外国人による「治安悪化」や「経済不安」などネガティブな印象は、そもそもネガティブ情報の方がポジティブ情報よりも人々の印象に残りやすいという心理的傾向ともあいまって、象徴的な事件が一つでもあれば大きく広がり、人々の間で信じられ

てしまう。この負の情報の方が信じられやすい傾向は、多文化主義への批判が広がり、「失敗」と考えられやすい理由の一つでもあるだろう。

それに加えてナショナリズム、中でも特に国民の定義を狭くする「純化主義」に基づき、単一文化主義的な国民理解に傾く心性も、「多文化主義失敗論」が広がる原因の一つであろう。「我々」とは異なる他者が、現状を悪化させていると考えることは、複雑な現実社会をひもといて理解していくよりも、はるかに楽である。

実はここ30年ほどの間、急速なグローバル化や新自由主義的な福祉切り捨て政策が広がる中で、主流・多数派国民である人々自身、

国家の提供する安全網からこぼれ落ちる不安を感じている。戦後の先進諸国が提供しようとした治安 (public security) や社会福祉 (social security) が今のまま維持されず、その保護から放り出されるのではないか。そのぼんやりとした対象の定めにくい、広い意味での安全 (security) に対する不安が、多文化主義によって自分たち以上に「承認されている」ように見える移民や外国人への敵意に転換されてしまっている。しかしその安心不足の原因は、格差を拡大・固定化するような新自由主義的な政策や制度であり、主流国民よりも基本的に不安定な状況にいる移民や外国人をたたくことで解消されるものではないだろう。

4 今後の日本が注意すべきポイント

これまで主に西欧諸国における多文化主義の採用 (あるいは暗黙の不採用) について検討してきた。それらをヒントとしながら今後の日本の方向性を考えるために、まずは日本社会の現状を確認しておこう。

主流派国民の多くが抱く「単一民族国家」というイメージとは異なり、現在の日本社会はすでに、(正確には実はかなり昔から) 多文化社会である。国際結婚カップルの累積や実質的に労働者として受け入れた南米出身の日系人の定住化など、日本社会の多文化化は着実に進んでいる。また元々「大日本帝国」であった過去と関連する在日コリアン、基地問題を抱える沖縄 (琉球) など、明治以降の日本社会の歴史が生み出した多文化性も再確認する必要がある。

その多文化状況に対して、現状では国レベルでの施策は皆無である。確かに2006年に総務省が「多文化共生の推進に関する研究会報告書」を出して以降、「多文化共生」という言葉がある種の行政用語となって広まった。

しかし実際には、多文化主義的政策を根拠づける国内法がほとんどなく、そもそも「国民」ではないという理由で定住外国人には憲法上の保障が全くない状態なのである (外国人の権利についての条項は、GHQの草案にはあったが、結果的に消されている)。

例えば児童の教育を受ける権利は、日本も批准している国際人権条約などによって保護されている権利のはずだが、実際は「指導ができない」との理由による外国人就学拒

否が数多く発生している。またネット上などで過大に批判される外国籍者の生活保護受給も、あくまで国際人権規約を根拠としての支給にとどまっている状況である。

2017年時点の日本国は、多文化を、ひいては多様性を拒否しているようである。しかしその姿勢は、決して日本社会の「伝統」などではない。歴史を振り返れば、日本社会が大きく経済成長した時期には、様々な多様性が存在し、それを十分に活用していたのである。例えば急速な近代化を果たした明治維新の頃、開国による外国人の来訪に加え、藩という枠組みを超えて人々が交流することで、まさに新しい時代が作り出された。あるいは1960年代の高度成長期、地方から都市部へ数多くの人々 (「金の卵」など) が移

住した。そのことで、当時の均質化されていない地方の多様性（方言や地域文化）が都市部にもたらされ、多様性に満ちた都市を形作っていたのである。つまり成長期の日本社会は、多文化の混在と混住による新規性と面白味を獲得できていたのだ。

しかし、高度成長期以後の日本では、東京とその近郊への一極集中が過度に進み、同時にマス・メディアによって過剰なほど均質化した「国民文化」が普及した。その結果、日本国内の多様性は急激に失われていった。さらに急速な少子化・高齢化などともあいまって、日本社会では多様性を生み出す「種」が減少し、閉塞感がひろがっている。

それに対して、多様な移民を受け入れ続けている諸国では、常に多様性が生じ、そこから前述のような様々な好影響が生まれ続けている。今後の日本社会においても、現在の閉塞状況を打破するためには、一定の多様性を受け入れることで、固定化や衰退を避ける必要があるだろう。そのためには、カナダほどの政策を一気に導入することは無理

だとしても、魅力的な多文化主義的政策によって、多様性をもたらしてくれる移民を受け入れることが必須である。

とはいえ、現在の財界が拡大を望む外国人研修制度のような、国内で人が集まらない過酷な単純労働を、一時滞在の外国人労働者で補充しようというやり方には、大きなリスクが伴うことは十分に理解されるべきである。

確かに一時的な経済的利益にはなるだろう。しかし、そのような形で外国から人を受け入れ、その人々に十分な権利を与えずに「国民」と区別することは、国内における「二級市民」を作り出し、差別と偏見の温床を作り出すだけである。そして日本人と外国人の障壁を高め、結果的には日本社会の再生にはつながらず、多くの諸国で発生している反移民や反多文化主義の潮流と同じ結果を生み出すだろう。

最後に、今後の日本社会に必要と考えられる施策の方向感を列挙して本稿を締めくくりたい。



- そもそも日本社会がすでに多文化社会であり、「単一民族国家」というイメージが神話に過ぎないことを理解・周知すること。
- 日本人と外国人、お互いの長期的利益のため、一時滞在ではなく定住する住民（デニズン）として、さらに希望に応じて「国民」となってもらうことを、受け入れの前提とすること。特に、子ども世代の統合のためにも、出生地主義を採り入れた国籍法に改正すること。
- 優秀かつ意欲ある移民・外国人の定住化を促すため、同時に主流国民と移民との分断を防ぐため、彼ら／彼女らの二級市民・国民化を防止すること。
- 移民・定住外国人の法的・社会的権利を保障し、日本語習得やホスト社会との文化間接触を促す多文化主義的政策を導入すること。

[引用文献](引用順)

Gellner, Ernest, 1983, 『民族とナショナリズム』岩波書店(翻訳は2000年)。

関根政美, 2000, 『多文化主義社会の到来』朝日新聞社。

関根政美, 2016, 「オーストラリアの外国人労働者と多文化主義」『国際移動と移民政策—日韓の事例と多文化主義再考』東信堂: 59-69。

Glaeser, Edward, 2011, 『都市は人類最高の発明である』NTT出版(翻訳は2012年)。

挽地康彦, 2015, 「スウェーデンにおける移民統合のパラドクス」『和光大学現代人間学部紀要』8: 39-51。

安達智史, 2013, 『リベラル・ナショナリズムと多文化主義』勁草書房。

Taras, Raymond ed., 2013, *Challenging Multiculturalism: Managing Diversity in Europe*, Edinburgh University Press。

増田ユリヤ, 2016, 『揺れる移民大国フランス』ポプラ社。

Powell, Benjamin ed., 2015, 『移民の経済学』東洋経済新報社(翻訳は2016年)。

PROFILE

田辺 俊介(たなべ・しゅんすけ)1976年生まれ。東京都立大学大学院社会科学研究所博士課程単位取得退学、東京都立大学大学院社会科学研究所より博士(社会学)授与。東京大学社会科学研究所助教および准教授を経て現在に至る。専門は経験社会学、社会意識、社会調査方法論。『ナショナル・アイデンティティの国際比較』慶應義塾大学出版会2010年、『外国人へのまなざしと政治意識—社会調査で読み解く日本のナショナリズム』(編著)勁草書房2011年、『民主主義の「危機」—国際比較調査からみる市民意識』編著 勁草書房2014年